

平成二十七年政令第百十八号

平成二十七年政令第百十八号
平成二十七年政令第百十八号
内閣は、高齢者における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条 平成二十七年政令第百十八号
平成二十七年政令第百十八号
（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条 平成二十七年政令第百十八号
平成二十七年政令第百十八号
（負担調整基準率）

第三条 平成二十七年政令第百十八号
平成二十七年政令第百十八号

附 則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十七年五月二十九日政令第二四四号）

この政令は、公布の日から施行する。